○東北地方整備局告示第六十号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 沿道区域

区間	沿道区域の最大幅員	延長	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
福島市入江町四一番三から伊達市岡沼五六番一まで	七・九九メートル	六・九〇〇キロメートル	電柱

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

○東北地方整備局告示第六十一号

令和八年四月一日付けで、次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　東北地方整備局長　西村　拓

届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名	工作物
福島市入江町四一番三から伊達市岡沼五六番一まで（福島市入江町四一番三から伊達市岡沼五六番一まで）	一般国道四号	電柱

図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

○東北地方整備局告示第六十二号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十三号

(三) 沿道区域

区間	沿道区域の最大幅員	延長	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
秋田市川尻新川町三四八番から同市川尻町字大川反二三三番七まで	七・七〇メートル	一・四一二キロメートル	電柱

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第六十三号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号

(三) 沿道区域

区間	沿道区域の最大幅員	延長	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
秋田市川尻町字大川反二三三番七から同市金足岩瀬字小川瀬二八番一まで	九・四〇メートル	一六・八五一キロメートル	電柱

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第六十四号

令和八年四月一日付けで、次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　東北地方整備局長　西村　拓

届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名	工作物
秋田市川尻新川町三四八番から同市川尻町字大川反二三三番七まで（秋田市川尻新川町三四八番から同市川尻町字大川反二三三番七まで）	一般国道十三号	電柱

図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第六十五号

令和八年四月一日付けで、次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　東北地方整備局長　西村　拓

届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名	工作物
秋田市川尻町字大川反二三三番七から同市金足岩瀬字小川瀬二八番一まで（秋田市川尻町字大川反二三三番七から同市金足岩瀬字小川瀬二八番一まで）	一般国道七号	電柱

図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第六十六号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百十二号

(三) 沿道区域

区間	沿道区域の最大幅員	延長	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
山形市飯田西四丁目四四五番一から同市旅篭町二丁目一〇四六番一まで	八・六〇メートル	四・五一二キロメートル	電柱

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所